

会則

【第1条】名称及び所在

・本ジムは「HOLOS」と称し、所在地を千葉県習志野市大久保1丁目29-1とします。

【第2条】運営

・本ジムは、HOLOS(以下、「本ジム」という)が運営致します。

【第3条】目的

・本ジムは、会員が本ジムの施設を利用して心身の健康維持,増進を図ると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

【第4条】適用

・本会則は、本ジム及び本ジムにおいて提供されるサービスに適用されるものとします。

・本会則は、本ジムへ入会又は本ジムを利用する上で守るべき定めであり、その効力は次の各号に定める方に及ぶものとします。

- ①本ジムの会員及び本ジムに入会を希望される方
- ②本ジムの会員以外で本ジムを利用される方
- ③本ジムの会員資格を喪失した方のうち、会費等の滞納がある方

【第5条】会員制度

・本ジムは会員制とし、会員の契約期間は所定の退会手続き（退会届）を提出するまでは自動更新とします。

・ジムの会員の種別、利用時間等は別に定めます。但し、本ジムの必要に応じて新規に会員の種別を設定又は廃止することができるものとします。

【第6条】入会手続き

・本ジムを利用する方は、本会則及び下記に定める料金プランを承諾の上、入会手続きを行い所定の料金等を得たのち、契約を行った上で会員にならなければなりません。（但し、入会キャンペーンの場合はこの限りではありません。）

- ・入会金 33000円（税込）
- ・月4回会員 16500円（税込）追加チケット3500円（税込）
- ・月6回会員 20900円（税込）追加チケット3000円（税込）
- ・月8回会員 25300円（税込）追加チケット2500円（税込）
- ・月4回平日デイ会員 14850円（税込）追加チケット3250円（税込）
- ・シューズロッカー代金 1100円（税込）

【第7条】入会資格

・本ジムに入会を希望する方は、本会則に同意し、署名を行った方のみとします。未成年者の会員は必ず親権者の同意書を必要とします。また、次の場合は入会することができません。

- (1) 伝染病その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病に罹患していない方。
- (2) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他左記に準ずる者）。
- (3) 医師等から運動等を禁止されていない方。
- (4) 妊娠していない方。
- (5) 過去に本ジムより除名の通告を受けていない方。
- (6) 本ジムが他の会員に迷惑をかける恐れがある、または、その他好ましくないと判断した方。

【第8条】未成年者の取り扱い

・未成年者が入会する場合は、親権者の同意を必要とします。この場合、親権者は本会則が定める諸規則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

【第9条】 諸会費・諸料金

- ・会員は、本ジムが定めた諸料金を所定の方法で、所定の期日までに納入しなければなりません。
- ・月会費を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の月会費は支払わなければなりません。
- ・お支払された諸会費・諸料金は、法令の定めまたは本ジムが認める理由がある場合を除き返金はいたしません。

【第10条】 諸費用の変更ならびに運営システム変更について

- ・本ジムは会員が負担すべき諸費用について、必要と判断したときは変更することができます。
- ・本ジムは、施設運営システムを必要としたときは変更することができます。

【第11条】 諸手続き、届け出

- ・会員は入会申込書に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます。

【第12条】 コース変更

- ・会員が本ジムの会員種別を変更する場合は、所定の手続きを変更希望月の前月10日迄に行わなければならない。
- ・変更手数料として1100円（税込）を本ジムに支払うものとします。

【第13条】 休会

- ・会員が本ジムを休会する場合、所定の手続きを前月10日迄に行わなければならない。代理人による手続き、電話その他の方法による申し出は受け付けておりません。
- ・休会費は1ヶ月につき、1100円（税込）とします。

【第14条】 退会

- ・会員本人の都合による退会は、必ず本人が退会希望月の当月10日までに来店し、所定の手続きを完了しなければなりません。代理人による手続き、電話その他の方法による申し出は受け付けられません。また、未払い料金のある場合は完納しなければなりません（退会希望月の月末までの月会費を支払わなければなりません）。

【第15条】 会員の除名

- ・会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、会社はその会員を除名することができます。
 - ①本会則に違反した場合
 - ②本ジムのスタッフの指示に従わない等の行為により運営に支障をきたした場合
 - ③禁止行為を行った又は行う恐れがあると会社が判断した場合
 - ④本ジムの名誉、信用を傷つけたり、秩序を乱した場合
 - ⑤会費等の支払いを滞納し、催告を受けても完納しない場合
 - ⑥入会に際して虚偽の申告をした場合

【第16条】 会員資格の喪失

- ・会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、本ジムと締結した諸契約は全て終了し、会員資格及び会員として有する権利を喪失するものとします。
 - ①退会
 - ②死亡
 - ③除名
 - ④本ジムを閉鎖した時

【第17条】 会員資格の譲渡、貸与等

・本ジムの会員資格は本人限りとし、他に譲渡、相続その他包括継承、又は貸与できません。

【第18条】 営業時間等

・本ジムの営業時間及び休館日(以下、営業日等という)は別に定めます。但し、会社の必要に応じて営業時間等を変更できるものとします。

【第19条】 予約の変更・キャンセル

・予約の変更は、予約時間30分前までに行うものとし上記の時間を経過してのキャンセルの場合はトレーニング1回分が消化となります。また、本ジム側の都合や、本ジム判断による予約の変更はこの限りではありません。

【第20条】 利用回数の消滅

・本サービスは月単位の契約とし、当月中に消化できなかった利用回数は、理由の如何を問わず翌月以降に繰り越す事はできない。(月8回会員のみ例外で1回分のみ繰越可能)

【第21条】 免責事項・注意事項

・本サービスは少人数制の指導であり、トレーナーの注意が一時的に他の利用者に向けられる場合があります。利用者は自身の体調や安全に配慮し無理な動作を控えるものと、セッション中に体調に異変を感じた場合は、直ちにトレーナーに申し出るものとします。

・本ジムにおける怪我、盗難、事故、その他の紛失について、本ジムに故意または重大な過失がある場合を除き、本ジムは一切の責任を負わないものとします。

【第22条】 諸規則等の遵守

・会員は、本ジムの施設利用に際しては、本会則及び本ジムが別に定める諸規則、注意事項、案内等を遵守し、施設内においては本ジムのスタッフの指示に従うものとします。

【第23条】 禁止行為

・本ジムの施設内または施設周辺で、以下の該当する行為を行ってはなりません。

- (1) 許可なく施設内を撮影すること。
- (2) 物品販売や営業行為、金銭の授受・賃借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為。
- (3) 他人を誹謗中傷すること。
- (4) 他人に対する暴力行為や威嚇行為。
- (5) 痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。
- (6) 施設内に落書きや造作をすること。
- (7) 本ジム従業員の業務を妨げる行為。
- (8) 他人へのストーカー行為。
- (9) 他人の施設利用を妨げる行為。
- (10) その他、法令および公序良俗に反する一切の行為。

【第24条】 施設利用の禁止、退場

・本ジムは、次の各号に該当する方の施設利用の禁止又は退場を命じることができます。

- ①本会則及び会社が別に定める諸規則を遵守しない方
- ②酒気を帯びている方
- ③暴力団その他反社会的な組織に所属している方
- ④医師等により運動を禁じられている方
- ⑤妊娠中の方
- ⑥伝染病、その他、他人に伝染又は伝染する恐れのある疾病を有する方
- ⑦禁止行為を行った又は行う恐れがあると判断した方
- ⑧他の会員に迷惑をかけた又はかける恐れがあると判断した方
- ⑨本ジムのスタッフの指示に従わない方

- ⑩本ジムが不相当と認めた方

【第25条】 施設の閉鎖及び利用制限

・次の各号の場合、会社は施設の一部又は全部を閉鎖もしくは利用を制限することができます。

- ①事故、天災等の事由により営業できない場合
- ②施設修理、点検又は改装を行う場合
- ③法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他会社が管理運営上必要とした場合
- ④会社が別に定める休館日及び会社が臨時に設定する休館日

・上記の場合において、会員は損害賠償等の異議申し立てはできないものとします。

【第26条】 遺失物の取り扱い

・本ジムの施設内で拾得した遺失物は、原則1ヶ月保管した後処分するものとし、これにつき会員は異議を申し立てないものとします。

・会員が本ジムの利用に際して生じた紛失については、本ジムは一切損害賠償・補償等の責を負いません。

【第27条】 会員の損害賠償

・会員は、本ジムの施設の利用中、自己の責に帰す事由により本ジム又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責に任ずるものとします。

【第28条】 個人情報の取り扱い

・本ジムは、会員の個人情報を、個人情報保護法その他関係する法令、ガイドライン等に従って適正に管理、利用するものとします。

【第29条】 会則の改正

・原則として本ジムは1ヶ月前までに会員に告知または通知することにより、本会則を改正することができ、改正した本会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。